

# 営業時間短縮要請協力金の 申請方法（令和3年度）

令和3年1月・2月の協力金から内容の変更があります。ご注意ください。

## 協力金の額が売上高に応じて変わります

計算方法

**1日当たりの協力金の額 = 1日当たりの売上高\* × 0.3**

\*1日当たりの売上高は、前年又は前々年のものを使用  
上限額 75,000円 下限額 25,000円

●新規開業など前年度以前の売上がない場合や大企業の場合等は、別途算定します。

## 新たに次の書類が必要になります

### ▶ 売上高を確認するための以下の資料

（法人・個人共通）売上帳等の帳簿の写し

（法人の場合） 法人税の確定申告書別表一の控え

（個人の場合） 所得税の確定申告書第一表の控え

### ▶ 申請店舗の営業実態等を確認するため、 店舗の外観/内観等の写真

外観写真	店名なども含めて外観が写っている写真
内観写真	飲食スペースを見渡せる写真
営業時間短縮告知関係 （前回までと同じ）	店頭掲示などの写真、元々の営業時間を示すもの *外観写真等で確認できれば添付不要

※スマホや携帯のカメラ機能で撮影したもので構いません

## その他の書類

申請書（書面申請の場合のみ）

協力金の振込先通帳等の写し

食品営業許可証の写し

本人確認書類の写し（法人は不要）

\*迅速な支給のため、電子申請のご利用をお願いします。

電子申請はここから

\*書面申請用の書類は、お近くの市町村や商工会等で配布しています。

【問い合わせ先】 Tel. 029-301-5393

【開設時間】 9時～17時（平日のみ）

茨城県  
（協力金）

